

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和3年3月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000188 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000026 号

第 1 結論

請求期間のうち、平成 4 年 2 月及び同年 3 月の期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 35 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 58 年 12 月から昭和 60 年 3 月まで

：② 昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月まで

：③ 昭和 61 年 11 月から昭和 62 年 3 月まで

：④ 平成 4 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 58 年 12 月に会社を退職した後、国民健康保険の手続のため役場に相談に行き、その際に、国民健康保険に加入するには国民年金にも加入しなければならないと言われたので、国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料を支払い、会社を退職する都度、同様に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を支払ったはずである。なお、請求期間④当時は、継続的に国民年金保険料を払った覚えもあるので、途中で未納が生じることはありえない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金加入手続は、昭和 61 年 2 月頃に初めて行われ、その際に、最も直近で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた昭和 60 年 12 月 26 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われ、国民年金の手帳記号番号が払い出されたものとみられる。

また、オンライン記録によると、上述の国民年金の被保険者資格は、厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和 61 年 4 月 1 日に喪失しており、その後、請求者が、国民年金の被保険者資格を再取得したのは、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年 3 月 26 日とされている。以後、請求者は、平成 5 年 4

月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間、継続して国民年金の被保険者であったことから、請求者は、請求期間④の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者は、請求期間④について継続的に国民年金保険料を払っていたので、途中で未納が生じることはありえないと主張しているところ、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によると、i) 請求期間④を含む平成3年度の納付状況は、現年度保険料及び過年度保険料を併用して請求期間④を除き、全て納付していること、ii) 請求期間④当時には、前年の平成2年度のうち、未納期間とされていた平成2年12月から平成3年3月までを過年度保険料として納付していること、iii) 請求期間④直後の平成4年度の保険料を現年度保険料として全て納付していることが確認できる上、C市の請求者に係る国民年金被保険者名簿における請求期間④当時の納付記録において、適正に管理されていなかった状況が見受けられることなどを踏まえると、平成3年の婚姻前後において、積極的に納付を開始している請求者が2か月と短期間である当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、上述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和61年2月頃に払い出されており、その際に、直近で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた昭和60年12月26日に遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われている。このため、請求者は、請求期間①において国民年金の被保険者資格を取得しておらず、国民年金に未加入として取り扱われていたことから、請求期間①に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間②については、上述の国民年金加入手続時期（昭和61年2月頃）を基準とすると、請求者は、請求期間②の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、請求期間②に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶はない旨陳述しており、請求期間②に係る保険料納付状況は不明である。

さらに、請求期間③については、上述のとおり、オンライン記録によると、請求者の国民年金の被保険者資格は、昭和60年12月26日に資格取得後、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、昭和61年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失している。しかし、この厚生年金の被保険者資格は昭和61年11月12日に喪失しているが、国民年金の被保険者資格を再取得している形跡はなく、その後、昭和62年4月1日に再度、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。このため、請求者は、請求期間③において国民年金の被保険者資格を取得しておらず、国民年金に未加入として取り扱われていたことから、請求期間③に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①及び③は未加入期間、請求期間②は未納期間と記録されて

おり、請求者が請求期間①、②及び③において、保険料を納付した形跡を見いだすことはできない。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 61 年 2 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び③に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000217 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000027 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 32 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 54 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

私は、大学を卒業した後、1 年間ほど留学した。帰国後、しばらくした昭和 56 年頃、母親に私の国民年金について尋ねたところ、加入していないと言われたため、最寄りの A 支所に行き、国民年金の加入手続及び付加保険料を納付する申出を行った。その際に、付加保険料を遡って納付することはできないが、未納であった定額保険料については遡って納付することができると聞いたので、納付可能であった 2 年分の定額保険料を納付し、その後は、定額保険料及び付加保険料を納付した。5 年間も未納になっていることはありえないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号については、当該国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況を踏まえると、昭和 59 年 10 月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に行われ、その際に、昭和 54 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求者が陳述する時期及び方法で請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者の主張に沿って、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、

請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、昭和 59 年 10 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、帰国後しばらくして、加入手続を行い、その際に付加保険料を納付する申出を行ったとしているところ、オンライン記録によると、請求者は、上述の加入手続と同時期の昭和 59 年 10 月に付加保険料の納付申出を行い、以後は付加保険料を納付した記録とされているほか、B 市の昭和 59 年度国民年金印紙検認状況表においても、昭和 59 年 10 月から付加保険料を納付した記録とされており、これらの記録に不自然な点は見受けられない。

加えて、請求者は、加入手続の際に、遡って納付することが可能であった 2 年分の定額保険料を納付した旨陳述しているところ、上述の加入手続時期（昭和 59 年 10 月頃）を基準とすると、請求期間のうち、昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 6 月までの定額保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、当該期間の定額保険料を遡って納付することはできず、請求期間のうち、昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 3 月までの定額保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、納付書の取得方法及び保険料額等についての明確な記憶はないほか、B 市の被保険者名簿においても、当該期間の定額保険料が納付された形跡はうかがえないことを踏まえると、請求者が、当該期間の定額保険料を過年度保険料として納付したと推認する事情までは見いだせない。

このほか、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000187 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000028 号

第 1 結論

平成 3 年 12 月から平成 4 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 36 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 3 年 12 月から平成 4 年 3 月まで

私は、平成 3 年 12 月に夫の実家がある A 郡 B 町（現在は、C 市）から D 市にある県営団地に引っ越したが、間もなく自宅に来た女性訪問員から、国民年金の保険料について免除制度があるとの説明を受けたので、その際に、免除申請の手続を行ったはずである。請求期間の保険料が免除と記録されていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金の記録については、平成 2 年 2 月頃に初めて被保険者の資格を取得する事務処理が行われていることから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に行われ、その際に請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年 12 月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、国民年金の被保険者であることから、請求期間について、保険料の免除申請の手続を行うことが可能であった。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金の住所変更履歴欄には、「不在決定年月 平 4. 1」、「不在判明年月 平 4. 5」と記録されていることから、請求者は、平成 4 年 1 月から国民年金の不在被保険者（転出先が不明等住所が不明な被保険者）として取り扱われ、同年 5 月に住所が判明したことにより、請求者の住所は B 町から D 市に住所変更されたことが確認できる。これらのことから、請求期間当時、D 市は請求者の所在を把握しておらず、女性訪問員が請求者の自宅を訪問し、保険料の免除申請の説明を行うことはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求期間直後の平成 4 年度の免除記録については、免除申請日が平成 4 年 5 月 30 日とされているところ、上述のとおり、請求

者に係る国民年金の住所変更履歴欄において、不在判明年月が平成4年5月とされていることから、免除申請日について矛盾はなく、請求期間当時の免除承認期間については、申請のあった日の属する月の前月から当該申請日の属する年度末（3月）までの期間とされており、平成4年度において、免除承認期間が平成4年4月から平成5年3月までとされている事務処理は、制度上の取扱いとも一致し不自然さは見当たらない。

さらに、請求者が請求期間直前に居住していたB町、転居後に居住しているD市及び日本年金機構は、いずれも当時の免除申請書については、資料がないため確認することができない旨回答していることから、請求期間に係る保険料の免除申請が行われていたことをうかがい知ることができない上、請求者が居住していたB町及びD市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間が免除されていた形跡は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る保険料の免除申請後に送付される承認通知書の受領については覚えがない旨陳述しており、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料もなく、請求期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000216 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000029 号

第 1 結論

昭和 62 年*月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 42 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 62 年*月から平成元年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、詳しいことは分からないが、20 歳になった昭和 62 年*月頃に母親が行ってくれたはずである。保険料については、母親から、当時、同居していた兄の分と一緒に納付していたと聞いており、当時、オレンジ色の国民年金の手帳を所持していたので、請求期間の保険料が納付されていたことは間違いない。

請求期間当時に所持していた国民年金の手帳については、平成 2 年 6 月頃、厚生年金保険の手帳と統合手続を行ったが、返却されたのは、厚生年金保険の手帳 1 冊のみだったので、現在は所持していない。

平成 21 年頃、社会保険事務所（当時）に、統合手続後の年金手帳を提出し記録を確認したところ、厚生年金保険の期間については、納付済みと認められたが、国民年金の期間については、請求期間の記録がなく納付済みとは認められなかったので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 8 月頃に A 市において払い出されていることが確認できることから、この頃に、請求者の国民年金の加入手続が行われ、平成 3 年 6 月に遡って、第 3 号被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、当該手帳記号番号は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号として付番されているところ、請求者の年金記録において、請求期間は、国民年金に未加入とされている。

これに対して、請求者は国民年金の加入手続について、母親が行ってくれたはずであり、保険料納付については、母親から、当時、同居していた兄の分と一緒に

に納付していたと聞いており、請求期間当時に国民年金の手帳を所持していたので、保険料が納付されていたのは間違いのないとして、年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求者は、請求期間の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続及び保険料納付について、詳しいことは覚えていない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、請求者の主張に沿って、母親が請求者の請求期間の保険料を納付するためには、上述の平成3年8月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、平成3年8月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、当時、請求者に対して国民年金の手帳が発行され、保険料の納付書が送付されていたとは考え難く、母親が請求者の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、請求者は、請求期間の保険料を母親が兄の分と一緒に納付してくれた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、兄の国民年金の加入手続は、平成6年8月頃に初めて行われ、この際に、平成4年3月に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。このため、兄も請求期間当時は、請求者と同様に国民年金に未加入であり、兄の年金記録からは、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたと推認する事情を見いだすことはできない。

このほか、請求者は、請求期間当時に所持していたとする国民年金の手帳については、現在、所持しておらず、請求者が請求期間に居住していたB町及びA市は、請求者の請求期間に係る国民年金の記録はない旨回答している上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。